

政務活動費項目別支出一覧表

会派名： 日本共産党

支出年度	30年度	支出項目	研修費	
整理 番号	支出年月日	金額(円)	内容	備考
1	H30 7.11 ~ 7/12	10,000	議員研修会参加費	
2	7.11 ~ 7/12	29,480	" 交通費	
3	H30.12 12.28 ~ 1/4	54,000	議員研修会参加費	
4	1A28日	15,000	" 宿泊費	
5	1.28 ~ 1.29	63,180	" 交通費	
合計		171,660 771,600		

第5 取扱い基準各種様式
手引き様式第1

支 出 伝 票

会 派 名	日本共産党		代表者		経理 責任者	
支出年度	30 年度	整理番号 (項目別)	/			
支出項目	☐ 調査研究費 ☒ 研修費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 要請・陳情等活動費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☐ 事務費 ☐ 人件費					
支出年月日	H 30 年 7 月 11 日 ~ 7 月 12 日					
支出金額	10,000					
支出先	早稲田大学マニフェスト研究所					
支出内容	市町村議員研修会 「全国地方議会サミット」参加費					
備 考	研修報告書添付、旅費計算書添付					

領 収 書

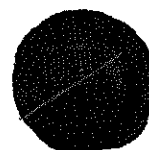
佐々木 雅彦 様

¥ 10,000

但：「全国地方議会サミット2018」参加費 として

2018 年 7 月 11 日

一般社団法人マニフェスト研究会
ローカル・マニフェスト推進地方議員連盟事務局
〒103-0027 東京都中央区日本橋 1-4-1
日本橋一丁目三井ビルディング
電話：03-6214-1315





議 長	

会派研修報告書

平成30年7月18日報告

編 纂 種 別	議 長	副議長	委員長	会派代表者		事務局長
議 員 研 修 (委員会・会派)						
回 覧						
報 告 者	日本共産党会派代表 (氏名) 松田 孝枝  印					
標 題	全国地方議会サミット2018「議会のチカラで日本創生」					
研 修 日 時	自 平成30年7月11日(水曜日) 13時00分から 至 平成30年7月12日(木曜日) 16時00分まで					
研 修 場 所	早稲田大学・大隈記念講堂					
主 催	早稲田大学マニフェスト研究所					
参 加 者	佐々木雅彦					
内 容						
上記のとおり管外研修を実施しましたので、下記のとおり報告します。 記 ○ 研修の目的(計画・事前の資料等) 全国から集まる地方議員・事務局職員、研究者の実践や研究成果を学び、今後の議会活性化に生かす						

○ 研修の行程と経費

近鉄 新祝園～京都	$490 \times \text{往復} =$	980
JR 京都～東京 (新幹線)	$13910 \times \text{往復} =$	27820
東京メトロ 大手町～早稲田	$170 \times \text{往復} =$	340
都電 早稲田～大塚 (宿舎最寄り駅)	$170 \times \text{往復} =$	340
参加費		10000
宿泊費		6669
合計		46149 円

○ 研修参加者のレポート

別紙のとおり

○ 研修報告書

別紙のとおり

○ 研修先での入手資料等

研 修 報 告 書

平成 3 0 年 7 月 1 7 日

日本共産党会派代表者
松田 孝枝 様

(研修参加者)
(氏名) 佐々木 雅彦

下記のとおり、研修に参加しましたので報告します。

記

1. 研 修 先 名	全国地方議会サミット 2 0 1 8 「議会のチカラで日本創生」
2. 研修の目的	全国から集まる地方議員・事務局職員、研究者の実践や研究成果を学び、今後の議会活性化に生かす
3. 研 修 内 容 (ヒヤリング内容を記載)	1、 基調講演 「地方議会から日本を変える」 北川正恭 早稲田大学名誉教授 1 9 9 3 年、衆参両院で「地方分権を進めること」を全会一致で決めた。 この間、紙媒体の情報からネット情報に移行している。それは、「オープン」「フェア」「クリーン」であり、双方向の情報交換ができることを意味している。オープンであることが、説明責任を果たすことにもなっている。 三重県では、予算の検証をスタートに、評価システムを作り上げた。いわゆる P D C A サイクルである。選挙も、それまでの「お願い選挙」から「約束の選挙」となっていた。 議会でも、受け身の議会であり、提言・提案というアグレッシブな議会でなかった。それが変身することにより、行政と議会が「善政競争」することができるようになる。 2、 特別講演 「地方創生の展望」

総務省事務次官 安田

昨年「町村議会のあり方研究会」を立ち上げ、3月に提言が出された。きっかけは、大川村議会の「議員のなり手がいない。町村総会しかない」ということだった。しかし、これまで、町村総会が開かれたのは、2例だけ。しかも、その当時の有権者が、6人と38人であった。提言では、「集中専門型」と「多数参画型」の2類型を提案したが、多くの反発を引き起こしている。

地方創生は5年目になった。一番大きな課題であった「人口社会増・東京一極集中」は、一向に進んでいない。

今「自治体戦略2040研究会」を立ち上げ、団塊世代ジュニアが65歳を迎える時の青写真を描いている。実は、ジュニアのジュニアの人口は多くない。当時ジュニア世代が就職氷河期となり、結婚・子育てに抑制的になったことにある。つまり、独居高齢者の爆発的な増加が予想される。

これから、第32次地方制度調査会をスタートさせて、今後の自治体のあり方を議論していく。

3、 講演、ディスカッション

「真の地方創生とは何か」

地方創生と地方議会の役割 片山善博 早稲田大学教授

この間、地方議会は変わってきた。1つ1つの議会や1つ1つの取り組みは、さほど大きくなくても、1つに合流した時に大きなこととなっている。

4年が経過した地方創生、いろんな自治体関係者に聞いても「いいことなかった」との回答が多い。しかし、一方では自治体の未来を何とかしなければならないと考えている関係者も多い。モードを変えて、効果が上がるようにしなければならない。これまでも地方創生と似たような政策はいくつかあった。それらがなぜ成功しなかったのかを検証する必要がある。地方議会人が知恵を出し合い、何をどう改善すれば成功するのか考える必要がある。

例えば、プレミアム商品券。これと出生率のアップはほぼ関係ない。他の選択肢があったにもかかわらず、府県が総務省を忖度して、すべての自治体に商品券事業を推奨した。その予算提案があった時、各議会は真剣に自分たちの街の活性化に貢献することを議論したのか、振り返ってほしい。政策の枠組みは「国に考えてもらう」ではなく、「自分たちで考える」時代になっている。地方部では、平成の大合併でJAが経営しているスーパーも不採算店は閉鎖されている。つまり、買う店が減少しているのであり、商品券を地元で使えない事態が発生している。また、そのことが若い世帯の就職

先をも減少させ、地域から出て行かなければならなくなっている。つまり、行政改革・民営化・指定管理は、必ずしも地元雇用の拡大や地域経済の活性化につながっていない。

自治体議会の援軍は「住民」である。さらに、住民に依拠した議会活動の展開が望まれる。

震災復興と地方創生

大西一史 熊本市長

熊本地震で被災した熊本城は、2040年復活に向けていて、外観だけは来年度に完成させたい。

震災時には、市の想定の倍以上の被災者が避難所に来た。また、1/4程度の避難所自身が被災して使えず、避難所には入れた人は30%前後だった。そのため「車中泊」が多く発生した。

市長選挙の公約として「市民の皆さんの安全を守ります」としていたが、容易なことではなかった。被災者に、情報や物流が届かなかったことで、苦い思いをした。

議場は壁や柱が少なく、崩れた。市議員全員となかなか連絡つかない人もいた。4月16日本震で、全員協議会が開けたのは4月25日になっていた。

市議会は、相談した結果、6月議会を震災関連議案に絞り、1日のみ開催とした。その代り、震災・復興を検討する議会の特別委員会が設置された。

熊本でも起こったし、全国で起こりうることとして、地域要望の議員から直接担当課に伝えること。地域を熟知している議員として、必要な情報を行政に届けることは悪いことではない。しかし、全体像が見えていない立ち位置での要望は、ミスマッチを起こすこともある。

そこで、市議会には「ニーズ把握とトライアージ(優先順位を決める)」の機能を担ってほしい。現実には、4月の震災後9月の市議会では、「災害対策会議設置要綱」を制定し、議員がつかんだ情報を議会に一元化し、全議員が全地域の状況を把握したうえで、提言をすることとした。

今、熊本では、市内17か所に「まちづくりセンター」を設置し、地域担当職員を配置した。縦割りではなく、横の串刺しで地域の状況把握と必要な予算措置を講じている。年間1900件余りの要望が寄せられたが、その85%は対応ができています。ここでは、単なる住民の声の「御用聞き」にとどまらず、「地域力を引き出す」ことを心掛けている。

市長として、決める前に市議会との協議で話し合うことの重要性を認識した。

コーディネーター

北川正恭

東日本大震災の時は、地方議会は手持ちぶささで、中央官庁に陳情することを主にしていた。現場に行っても、住民からは「こんな私たちが大変な思いをしている時に、顔売りに来たのか？」という目で見られて、行き場がないことも多くの議員が経験している。

久慈市議会では、i P a dを導入貸与して、災害時の情報共有などにも活用できる体制を構築している。

もし、通せない議案があれば、議会としてもプライドをもって否決すればいい。議会のチェック機能は、必要があり制度化されたもの。その権限・権能をいかに活用するかは議会しだい。構成する議員の見識にかかっている。提案権者(首長)と決定権者(議会)が、まともに向き合って是々非々で活動することが必要である。

4、 課題整理

「地方創生時代に求められる議会力」

江藤俊昭 山梨学院大学教授

災害時、議会はどうしますか？

阪神淡路大震災の時、芦屋市議会は、毎日集まり情報交換していた。その後、議会版BCP(業務継続計画)が広がりつつある。これらのことは、災害のない平時こそ、しっかりと議論しておくことが必要だ。

新しい議会をどう作り出すのか。

首長と住民の距離が縮まると、議会は蚊帳の外におかれる。論点を提供する。

論点1 再確認 「住民自治の根幹」としての議会

ここ10年、住民の自覚はともかく、議会人のイメージが大きく変化している。これからは、議会改革の本丸・本史に突入する。住民の多様な民意を集約できるのは議会だけ。だから、さまざまな権能が与えられている。住民とともに歩み、議員間討議を重視して、首長といい政策競争をする議会をめざすこと。

地方分権とは、政府から必要以上に干渉されず、自分たちのことは自分たちで決めること。二元代表制とは、首長の提案を待つだけでなく、議会が積極的に議員間討議を活用し、積極的に提言・提案することであり、その時代は到来している。

論点2 みんなの議会はどこをめざすのか。政策サイクルの理論と実践

形式にとどまらず、実質(内容)を、住民福祉の向上と連動させて活動すること。三重県議会、会津若松市議会、飯田市議会、多治見

市議会などの「議会からの政策形成サイクル」の展開が期待される。

行政側もいわゆるPDCAサイクルを確立しているところがある。しかし、議会としてはそれに2つのDを追加して、PDDDC Aサイクルを確立する。

追加されたDとは、討議(deliberation,discussion)と決定(decision)。

論点3 課題の確認・共有化

今まで、住民は「議会が見えない」状況であった。そのため、議会が外に出て、報告会・意見交換会などに取り組み始めた。

議会内改革としても、委員会の改革や委員会代表質問などを採用する議会も増えた。

これからは、住民との対話・議会内討議・首長との対話という要素を組み合わせた活動が求められる。その際留意すべきことは、行政改革と議会改革の理論は全く異なること。

必要に応じて、議会基本条例も見直すこと。

5、 パネルディスカッション

「議会力強化のための、議会事務局の変革」

小林宏子 羽村市議会事務局長

昨年春に着任した。それまでは、「前例踏襲主義」が蔓延していた。事務局員の仕事として、議員の昼食注文とお世話、議員の個人口座の管理、お茶くみが横行していた。

議会運営でも、法定外の会議が多々あり、会議規則などに反する運営がされているケースもあり、委員会審議が形骸化していた。議長と相談して、会議規則などを使えるものに改定した。

これらの作業は、議員のOJTにもなった。

議会は、豊かな可能性を秘めていると感じた。

清水克士 大津市議会議会局次長

執行部側と議会側では、大きなギャップある。着任当初は、「議会の常識は、世間の非常識」でもあった。

ほとんどのことが「申し合わせ」で決まっていて、「見える化」が必須と感じた。前例主義が幅を利かせていて、相手を説得できないときに「先例により」という言葉が使われることを発見した。その言葉を発すると議論が終結してしまっていた。

その他、議会はそれまで、横並び主義・中央崇拝が強い・議員と事務局スタッフとの距離感が不思議など、違和感のある存在であった。

今では、市議の中には対等に話をしてくれる人もいる。

地方議員の方に経験してほしいことは、外に出ること。案外、市

議は他の市議会のことを知らない。それは、議会はその議会として自己完結できるからである。これからは、議員・事務局共に、外に出ていき多くの関係者と交流し、学びあうことが必要だし期待したい。

6、 先進事例報告①

「地方創生をリードする議会へ」

住民との対話から課題解決へ

目黒章三郎 会津若松市議会議長

地方議会は、「民主主義の学校」になっているのか。地方議会の存在目的は、「住民自治の充実による、住民福祉の向上」にあることを基本認識としている。

議会改革は、市民委員2人を加えて進めている。

議会の役割として、3つあると考える。①監視機能、②政策提案機能、③民意の吸収。これらの機能を果たせる仕組みを作ることが、住民自治の充実につながる。個々の議員としては、これらの機能を果たすべく努力しているが、「議会として」取り組むことが重要である。

会津若松市議会の特徴は、次の7つ。

- ① 議長選挙における所信表明と質疑応答。(全議員が改革方針の共有)
- ② 議会制度検討委員会に、市民委員2人が参加。
- ③ 請願・陳情の議会での意見陳述機会の確保。
- ④ 市民との意見交換会の継続的開催。
- ⑤ 市民意見を起点として、専門委員会はテーマ設定し、有識者や先進地視察し知見向上。
- ⑥ 議員・委員同士の自由討議。
- ⑦ 議案に対し「要望的意見」や「付帯意見」をつけ、政策反映させる。

市民意見は多種多様(バラバラ)だが、政策提案の起点である。それを分類するのが、広報広聴委員会である。

広報改革から展開する議会改革

子籠敏人 あきる野市議会議長

議員たちは、「議会のことをもっと知ってほしい」と思っている。しかし、「知らせなければ解決しない」。知らせるためには、分かりやすくしないと理解されない。

という考えのもと、議会広報をタイトル・レイアウトなどフリーペーパー風にした。

議員が駅頭に立って、必要なチラシ配布やアピールもしている。
他議会からの視察対応は、輪番制で対応している。そのことで、
パワーポイントを使える議員も増えている。

議会サイトも活用している。

市民アンケートをとると、54%の市民が「読んでいる」と回答
してくれるまでになった。

参考までだが、表紙を工夫しているところとして、久慈市議会・
青森市議会・可児市議会などがある。

自由討議で委員会提言へ

ビアンキ・アンソニー 犬山市議会議長

議会の使命は、「住民の役に立つこと」。そのためには、議会の権
能を活用する必要があるが、大半の議会ではされていない。

議員間討議の促進は、権限の限り機能した議会への第一歩であ
る。そのためには、次の3つが不可欠です。

① 「議員間討議」

議員同士が議論しないと、議会としてもものごとを決められない。

② 「議会の政策立案及び政策提言の力」

議員間討議は、政策等につながらないと、ただのトークショー
になってしまう。

③ 「市民参加」

議員間討議においての議会の提案は、より市民のニーズや希望
を反映できるよう、市民の意見を吸い上げる場を増やし、市民
からいただいた意見をもとに議員間討議を行う。

この議員間討議は、会期中の全員協議会で行っている。また、委
員会でも委員間討議を活用している。その結果、コミュニティバス
事業が改善された。

討議を通じて、具体的な政策につながる。議会として意思表示で
きることも、議会改革になる。

全員協議会のテーマには、一般質問で不満足な回答があったもの
も含まれる。一般質問は特定議員がするもの。それを、議会全体で
取り上げることで、「自分の手柄が、議会全体の手柄になってしま
う」という危惧を抱く議員もいるだろう。が、市民にとってはどう
でもいいこと。実際に、一般質問では消極的答弁だったことが、委
員会提案などになると「満額回答」ということもあった。また、個々
の議員が心配する以上に、案外市民は「どの議員が何に取り組んで
いるのか」をよく知っている。心配には及ばない。

4月からは、議場で市民が主張できる「フリースピーチ」も導入
している。

委員会代表質問と政策サイクル

川上文浩 可児市議会議長

半年に1度、市議会の紹介動画を更新している。

市議会の特徴として、一般質問のうち全体として取り上げるべし項目を、委員会の所管事務調査に回す。場合によっては、関係する市民とともに、視察に行くこともある。それらの追加調査で、「委員会代表質問」で取り上げることもある。これで、一般質問時には消極的出納であったものが、前向きの答弁に変化することもあり、市民にとって必要なことは「かたまり」として行政にぶつけることが必要だ。

高校で、「模擬選挙」にも取り組んでいる。その効果なのか、昨秋の総選挙では高校生のうち90%が投票に行った。

外部評価も取り入れているし、市民参加ではワールドカフェ方式で、みんなが発言でき対話できる形式を採用している。

市議会の共通テーマとしては「市民福祉が向上するなら、何でもやろう」だ。

また、過去に市民委員を経験した市民が、市議選に立候補して、現職の議員として活躍している。「議員のなり手不足」にも貢献しているのかもしれない。

進行

廣瀬克哉 法政大学教授

市民はいろいろ。

多様な議会は多様な構成が求められる。

しかし、全体で集約する必要もあり、それが成果にもつながる。

議会は、地域社会の縮図である。

そこが機能して成果を出すことができれば、地域社会が成果を出すことにもなる。

7. 先進事例報告②

「政策を実現する議会へ」

条例マニフェストと議会改革

尾崎大介 東京都議会議長

改革が進んでいない議会だった。この数年で、4人もの知事が誕生した。その1人、石原都政2期目後半以降は、知事の登庁が週1, 2回であった。そうすると、都職員としては、議案を処理するために、知事ではなく、都議会のボスと調整し進めることとなっていく。議会のゆがみが発生した。

平成23年まで実に25年間、議員提案条例なしという不名誉な

実績もある。その後できたが、どうも理念条例になってしまう。

昨年度に、議長の諮問機関として「議会改革検討会」を発足させた。今、公用車の削減、ペーパーレス化、議会棟の禁煙化、政務活動費のルール作りなどを進めている。

ちなみに、120人余りの都議に対して、議会局の職員は約250人いる。

議員提案条例による政策実現

松本研 横浜市議会議長

横浜自民党は、3年前にマニフェスト大賞を受賞した。市議会では最大会派ではあるが、過半数に届いていない。なので、他会派の協力が必要となり、議会内協議を繰り返している。その結果、多くの議員提案条例を制定することができた。4年間で13本の提案をした。一例として、「地域のきずなをはぐくむ条例」「災害時自助・共助条例」「子どもを虐待から守る条例」「がん撲滅対策推進条例」「都市農業・地産地消条例」「狭隘道路整備促進条例」などである。

横浜市議会では、議員提案条例が当たり前になりつつある。このことで、議会が変わり、議員力が高まった。また、議会による地域独自の発想を基にしているため、ボトムアップ型の地域創生の実践にもつながる。

議会が変われば、市長が変わる。

市長が変われば、市政が変わる。

市政が変われば、市民が変わり、横浜が変わる。

8、講演

「海外の議会制度から議会の多様性を考える」

中林美恵子 早稲田大学教授

アメリカ上院で、予算に関する仕事を経験した。

日本の地方自治体も「大統領制」「二代表制」だが、アメリカと比べてどうか。

三権分立とは、「チェック&バランス」が民主主義の基本にある。

アメリカでは立法権は国会にしかない。だから、いろんな議員が法案を出す。2年間で1万本前後になる。実際には、成立率は5～10％程度。

そして、すべての採決が記録される。どの議員がどの法案にどのような態度をとったのかが、検証可能である。それらをデータベース化したものがあり、次の選挙の参考にされる。

上院・下院とも解散がないので、じっくり専門家となれる。

9、 パネルディスカッション

「多様性ある議会に向けた実践と課題」

本間まさよ 武蔵野市議会議長

定数26のうち11人が女性議員。初の女性議長です。従来は、大会派内での輪番制だったが、多くの議員が「おかしい」と声を上げた。母が、村議だった。医療関係に勤めていたが、社会を変えたいという気持ちで立候補した。

車いす議員がいる。当選後、議場などが改修された。

選挙制度を改定して、候補者のことをもっと市民が知れる状況を作り出すことが必要だ。

岩永ひさか 多摩市議会議長

定数26のうち11人女性議員。非婚シングルマザーです。ニュータウンでの昼間は女性を中心とした市民活動が積極的に取り組まれてきた。そのためか、さまざまな課題を実践する議員も多い。

男性は縦社会を求めがち。女性は横社会・ネットワークが得意。女性委員長のところは、各委員の持ち味を上手く引き出しているケースが多い。

女性議員が増えたので、男性社会の「阿吽の呼吸」が通用しなくなった。

国政への態度が異なっているけど、地域課題で共同できればいい。多様性は、市民がつくるもの。市議会は、地域の縮図でもある。

白川静子 茅ヶ崎市議会議長

定数28のうち8人が女性議員。

昭和26年に初の女性市議が誕生して、のべ27人がいた。うち、30代で立候補したのが2人、40代が17人、50代が8人と、圧倒的に40代が多い。

保守系会派が分裂して「おさまりがいい」ということで議長に就任した。

筋ジムの市議が1人いる。全介助。それを契機に、会議規則の改定や視察体制の見直しがされた。

南千晴 榛東村議会議長

出産後のため、ビデオレター。

議長職と出産・子育てを両立させたい。出産・子育て期の議員が活動できるようルールを変更している。

多様性には、様々な要素がある。その担い手づくりも重要だ。

	10、 提言・総括 「政策型選挙の実現に向けて」 中村 健 マニフェスト研究所事務局長 20年後の議会は大きく変わる。 分権改革一括法以降、議会の役割も変化している。 イノベーションを創出する議会をめざすこと。 変化に対応する議会 変化を読む議会 変化を創り出す議会 気づき・考え・学び・行動する 2013年 ネット選挙が解禁 2016年 18歳選挙権 2019年 選挙中の政策ビラ配布が解禁される 議会改革度ランキングでは、「情報公開」「住民参加」すなわち「開かれた議会」が求められているが、何のために開かれる必要があるのかを考え、追求する。 有権者の意識も変化している。2014年では「議会が何をしているのか分からない」が大半だったが、2018年では「なくてもいい」回答が減少している。 選挙では「政策で投票する」率が増加した。 議員に求める資質として、1位が実行力・行動力、2位が政策力となっている。つまり、「地域の人だから」「頼まれたから」が減少傾向にある。 課題として、選挙公報が視覚障害者に対応していないこと。違法ではないか、テキストデータ読み上げに対応させようとししない選挙管理委員会がある。解禁される政策ビラを公費保障すること。この間改善されない被災時の避難所環境の改善などがある。
4. 所 感 (個人的な感想・ 本町への応用等)	2日間、盛りだくさんの内容だった。学んだこと、今後考える必要があることを、述べる。 ① そもそも議会が何のために存在しているのかを再認識すること。 ② ゆえに与えられている権能を十分発揮できるように、制度改定や議員の資質向上を進めること。 ③ 住民自治の充実で、住民福祉を向上させる原点は「住民意思」であるので、それを起点としたシステムを構築すること。 ④ 国政上の立場の違い、また地域的・年代的な違いはあるのが当然。それらをお互いに認めつつ、「議会意思」を作り上げるシクミが必要である。 ⑤ その手段として、議員間討議は欠かせない。なぜなら、各議員

の思いが出されなくては、議会意思を形成することができないからである。

- ⑥ その地域の縮図であるべき議会の構成がされるためには、条件整備も求められる。議員執務室の整備・議員報酬の見直し・政務活動費の見直し・公休制度の見直しなど。また、長期的に見れば、主権者教育の充実や市民参加制度の拡充による関心が高まり次期候補者への期待もできる。
- ⑦ コスト削減にとどまらず、議会・議員の効率的な活動支援、情報共有・災害時対応などを含め、タブレットなど情報機器の導入は欠かせない。今回の研修も、デジタルデータで提供されていた。事前にプリントアウトして持ち込んだが、そんな参加者は少数派だった。
- ⑧ 住民とのチャンネルを増やすための工夫。例えば、「議員と語る会」のような広聴機能の拡充。また、より関心を高める広報手法の開発など、さらに努力する必要がある。
- ⑨ 政策サイクルの確立。一定のものはあるが、より体系的かつ全議員が参加できる仕組みが求められる。
- ⑩ 災害時対応の見直し。議員の安否確認や地域情報の共有・対策の検討につなげられる仕組みが必要だ。
- ⑪ 事務局機能の充実。以前から問題意識はあるが、なかなか進まない分野でもある。しかし、限られた人数の議会で、住民福祉向上のための活動展開には、サポート機能が必須である。議会改革は、議員だけでなく、議会スタッフも含めて進めるものである。皮切りに、議員と議会事務局の意見交換会が必要でもある。

第5 取扱い基準各種様式

手引き様式第1

支 出 伝 票

会 派 名	日本共産党		代表者		経理 責任者	
支出年度	30 年度	整理番号 (項目別)	2			
支出項目	☐ 調査研究費 ☒ 研修費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 要請・陳情等活動費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☐ 事務費 ☐ 人件費					
支出年月日	H30 年 7 月 11 日 ~ 7月12日					
支出金額	29,480					
支出先	近鉄、JR東海、東京メトロ、都電					
支出内容	議員研修会 参加交通費					
備 考	旅費計算書添付					
領収書等貼付欄						

※按分がある場合は、備考欄に按分率を記入のこと。

重ねないで裏面をのり付けしてください。貼りきれないときは別紙に。

旅費計算書(交通費)

利用月日	出発地	到着地	交通機関		単価	人数	金額	領収書	備考
平成30年	新祝園	京都	鉄道・航空機・バス・他	運賃(片道・往復)・	490	1	980	無	券売機
7月12日				料金(特急・急行・指定)					
平成30年	京都	東京	鉄道・航空機・バス・他	運賃(片道・往復)・	13,910	1	27820	〃	〃
7月12日				料金(特急・急行・指定)					
平成30年	東京×10 大手町	早稲田	鉄道・航空機・バス・他	運賃(片道・往復)・	170	1	340	〃	〃
7月11日				料金(特急・急行・指定)					
平成30年	都電 早稲田	大塚	鉄道・航空機・バス・他	運賃(片道・往復)・	170	1	340	〃	〃
7月12日				料金(特急・急行・指定)					
平成 年			鉄道・航空機・バス・他	運賃(片道・往復)・					
月 日				料金(特急・急行・指定)					
平成 年			鉄道・航空機・バス・他	運賃(片道・往復)・					
月 日				料金(特急・急行・指定)					
交通費合計額					29480				

第5 取扱い基準各種様式
手引き様式第1

支 出 伝 票

会 派 名	日本共産党		代表者		経理 責任者	
支出年度	30 年度	整理番号 (項目別)	3			
支出項目	☐ 調査研究費 ☒ 研修費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 要請・陳情等活動費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☐ 事務費 ☐ 人件費					
支出年月日	30 年 12月/28 日 12月/29日					
支出金額	54000 (18000 × 3)					
支出先	市町村 自治体研究社					
支出内容	市町村 議会議員研究会参加 in 静岡、参加					
備 考	研修報告書添付、旅費計算書添付					
領収書等貼付欄						

領 収 証

柚木 弘子 様

¥ 18,000 —

但、第46回市町村議会議員研修会 in 静岡(2019年1月28日・29日)受講料として 上記正に領収いたしました。
(受講者様ご氏名：柚木 弘子 様)

2018 年 12 月 12 日

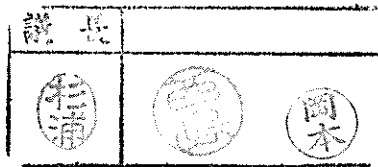
株式会社自治体研究社

代表取締役 長 平 弘

〒162-8512

東京都新宿区矢来町 123 矢来ビル 4 階

電話番号 03-3235-5941



別紙様式3 (会派研修用)

会派研修報告書

平成31年2月13日報告

編 纂 種 別	議 長	副議長	委員長	会派代表者		事務局長
議 員 研 修 (委員会・会派)						
回 覧						
報 告 者	日本共産党会派代表 (氏名) 松田孝枝 					
標 題	第46回市町村議会議員研修会 I N 静岡研修について					
研 修 日 時	自 平成31年1月28日 (月曜日) 13時30分から 至 平成31年1月29日 (火曜日) 15時30分まで					
研 修 場 所	①1日目 静岡市 静岡商工会議所 5階ホール ②2日目 静岡市 CSA会議室					
主 催	自治体研究社					
参 加 者	松田孝枝、 佐々木雅彦、 柚木弘子					
内 容						
上記のとおり管外研修を実施しましたので、下記のとおり報告します。						
記						
○ 研修の目的 (計画・事前の資料等) 地方自治体を取り巻く各分野の現状と課題について						
○ 研修参加者のレポート						

1、講演①

「2019年度政府予算案と地方財政の課題」

川瀬憲子 静岡大学教授

地方財政をめぐる課題として、少子高齢化・グローバル化・所得格差・地域間格差・非正規雇用の拡大・ワーキングプア・相対的貧困率の高さと子どもの貧困などがある。また、2000年の地方分権法の理念に反して、集権型システムに動いている。

地方創生にかんしても、地方の独自性が発揮されているというよりも、政府の意向に沿った政策が進められつつあり、必ずしも成功している事例ばかりではない。

地方交付税制度におけるトップランナー方式が、民間委託へシフトされる要因となっている。それにより、自治体に求められている課題として、「持続可能な社会」「セーフティネットの構築」「住民自治・住民参加の実現」などがある。

財源としても、一時は所得税から住民税に移転があり国と地方の財源割合が是正されたが、法人事業税の国税化・法人住民税の一部交付税の原資化などで、国税と地方税の割合が、三位一体改革前に逆戻りしている。2016年度では、税収で、国税59兆円・地方税38.6兆円とほぼ3対2の割合、歳出で、国71.1兆円・ちほう97.3兆円とほぼ2対3の割合に戻っている。

2019年度政府予算案は、101兆余りと初の100兆円越えである。2012年度の現政権発足時には4.7兆円であった防衛関連費が、2019年度には5.3兆円に急増し、過去最高額を更新し続けている。これらには、在日米軍再編経費は含まれていない。また、防衛関連研究に関しては、大学などへの助成金が6億円から110億円超に大幅増加している。

逆に、社会保障関係費は、2017年度に医療分野で950億円・介護分野で450億円計1400億円分のサービス削減などがあった。

格差と貧困の拡大で、待機児童問題も発生している。

最後のセーフティネットといわれる生活保護は、2018年4月時点で、163.5万世帯210.3万人まで増加している。経済指標が一定好景気なのに、一方で貧困層が拡大していることになる。また、自治体のケースワーカーが少なく、1人で80～100世帯を担当しつつ、非正規のワーカーも増加している。

地方財政計画の特徴としては、幼児教育無償化の分担が国1/2、府県1/4、市町村1/4となったこと。環境性能割で250億円が措置されたこと。防災・減災対策として、3か年緊急対策として1.2兆円が準備された。また、臨時財政対策債は3.3兆円に抑制された。

地方交付税へのトップランナー方式の導入は、地方財政を政府の財政誘導に使われており、本来の「地方財源の保証」「自治体間の財源調整」という2つの機能によるナショナルミニマムの達成が後方に追いやられている。

その結果、指定管理者方式や独立行政法人方式が多用されていて、今後、図書館・博物館・公民館・児童館などに広げられる懸念がある。

交付税特別会計の規模は、15.9兆円と昨年並みではあるが、その中には過去の特別

会計が借入したいいわゆる借金返しも含まれている。

「地方創生」政策の特徴として、「地域再生」ではないことがある。通常は、疲弊した地方を活性化することが想定されているものだが、「地方創生」は、過去の担当大臣の発言にもあるように、「国の形を変える」「頑張っていない自治体は消滅しても仕方ない」と考えているのである。

具体例として、静岡県内の熱海市・伊東市・静岡市の例が紹介された。

熱海市は、観光関連産業が85%を占めている。が、ホテル数が1984年の209から2014年には121とほぼ半減した。その代り、リゾートマンションが増加したが、そこは東京の現役者が老後に移住するために購入するケースが多く、結果として、年金生活者の増加による税収伸びず社会保障経費が増大することになりつつある。

伊東市は、産業の8割が観光関連。しかし、新規就農者のKPIが2人、新規ブランド品目創出が5品目など、低い水準にとどまっている。地方創生費は一般会計規模のわずか0.5%程度でしかないが、政府の政策に振り回されている。

静岡市は、東南海地震の重点エリアであるのに、新清水区役所を、海岸沿いに立地計画を策定する、火力発電所を駅前に誘致するなどの問題が発生している。

東日本大震災と復興交付金について、さまざまな指摘もあった。

特に福島は、原発事故も併発した複合災害である。本来は、震災によって破壊された生存機会の復興すなわち生存権・生活権・労働機会権・生業の再生・コミュニティの再生が含まれる「人間の復興」であるべきである。それが、各地で遅れている。広域的市町村合併もその背景にある。2005年に広域合併した「石巻問題」ともされている。職員が合併前と比較し2割減少しているほか、周辺部との連絡も支障発生するなど課題を残している。

一方、合併はしたものの2町合併の東松島市は、住民主体の復興が進んでいる。

地方財政問題の締めくくりとして、提起されたことは次の通り。

- ・公共事業を、資源浪費型から防災都市づくりへ転換すること。
- ・基本的人権を保障するセーフティネットの構築。
- ・国と地方を通じた税、社会保障の負担の公平性の確保。
- ・地方交付税の配分の民主化。
- ・地方会計制度の情報公開の徹底。
- ・市民参加の財政運営。

そのためにも、自治体財政分析をすすめることが肝心である。

2、講演②

「自治体戦略2040構想と地方自治」

白藤博行 専修大学教授

人口減少時代の自治体のあり方が問われている。政府は、昨年に「自治体戦略2040構想研究会」報告を2次に分けて報告している。

そもそも人口減少時代は何が問題なのか。

広告代理店「博報堂」の調査では、「愛よりカネ」という志向が急増している。その価値観が人口減少の背景にもある。

しかし、そもそも人口減少は自然現象ではなく、人為的現象である。すなわち、正確で有効な政策を講じれば、時間はかかるが元に戻すことは可能なもの。それなのに、「自治体に代わって町の青写真を作ってあげるのを、それに従った政策を実行しなさい」を意味するのが、今回の「報告」である。

これには、財務省主導の「経済財政諮問会議」と経済産業省主導の「未来投資会議」「再生会議」が絡んでいる。

「未来投資戦略2018」のサブタイトルとして、「Society 5.0」「データ駆動社会」への変革とある。Society 5.0とは、情報時代の次の時代である「AIが判断することを前提に構築される社会」を意味している。5つの「変わる」として、「生活・産業」「経済活動の糧」「行政・インフラ」「地域・コミュニティ・中小企業」「人材」をあげ、自動化・デジタル化・インフラ管理コストの削減・若者の就農・ロボット化などを具体的に提示している。この間の働き方改革なども関連性がある。

自治体戦略2040の第1次報告では、高齢化のピークを迎える2040年までに発生する「内政上の危機」を提示することで、自治体の基本的ありかたの変革を検討している。

内政上の危機の内容としては、「若者を吸収しながら老いていく東京圏と支え手を失う地方圏」「標準的な人生設計の消滅による雇用・教育の機能不全」「スポンジ化する都市と朽ち果てるインフラ」とされており、特に地方都市にとっては絶望的な危機感をあおっている。

これらから導き出されるのは、フルセット型の自治体は無理であり、近隣自治体同士がカバーし、民間活用をどんどん進め、AIなどに任せるシクミである。

自治体戦略2040の第2次報告では、さらにすすみ、自治体の独自性は横においてどこでも同じサービス（標準化）を提供すること、役所はサービス提供ではなくプラットフォームの役割と割り切る、地域ごとで支えあうこと、都道府県と市町村の垣根を取り払うことなどを提起している。

これらの弱点は、自治体を「機能」としてしか見ていないこと。つまり、自治体とは何をするところなのか・公務とは何かを考えていない。結果として、首長や議員を公選で選ぶ必要もなくなる社会が想定されている。

元々、自治体とは、ある区域があり、住んでいる住民がいて、自治権があることだが、それらを全く無視することになる。

3、選科B

「減災まちづくりと自治体の役割」

室崎益輝 兵庫県立大学大学院教授

戦後の災害は、ほぼ15年単位で整理できる。

1945～1960年は、伊勢湾台風などで年間1500人以上が犠牲になっている。

～1975年は、経済が豊かになったが、水島コンビナート事故など年間300人規模で犠牲となっている。

～1990年は、上記の工場などの対策が進み、年間150人余りの犠牲者で推移している。

2011年までには、かなり減少でき年間100人余りの犠牲者まで抑えられた。

しかし、2011年以降増加に転じている。2018年には、自然災害で350人が犠牲となっている。

自然災害と公害と政治経済の動きが、犠牲者数や災害状況を規定している。

阪神淡路大震災や東日本大震災は、国の都市政策・防災政策さらには自治体行政の転換を求めているもの。

政治・経済の動きとは、例えば、石巻市のあるエリアは、元々北海道のアイヌ民族がいたところ。戦争中に満州(現・中国の東北部)に動員され、戦後戻ったが住むエリアは海岸沿いしかなかった。そこが、2011年に津波の被害を大きく受けた。また、東京オリンピック(今後は大阪万博も影響する)での関連事業で、コストが暴騰している。仮設住宅や復興住宅の建設費もそれに比例している。北海道胆振地震の復興住宅の単価は1200万円をこえている。

大震災からの防災対策の転換として、「防災から減災」「防災対策から危機管理」「行政主導から連携協働」がある。

減災は、人間の力の限界を知り、被害を少しでも和らげるもの。傲慢な防災から謙虚な減災でもある。実践的には、対策の足し算で被害の引き算を図るもの。「時間の足し算」として事前・事後の対策、「人間の足し算」として地域・起業も、「空間の足し算」としてコミュニティも、「手段の足し算」としてハードだけでなくソフトもヒューマンをも考えること。

危機管理は、「時間の統合」「対策の統合」という2つの統合概念からとらえる。想定外を生まないよう努めるとともに、万一想定外が発生しても的確に対処する。実効性と実行性のある被害軽減の目標と戦略体系を持ち、その完遂を図ること。

リスクマネジメントの要点とは、正しくリスクを理解し、正しくリスクに備える。つまり、悲観的に想定し、楽観的(希望的)に準備することである。

クライシスマネジメントの要点は、不測の事態や状況の変化に対処して、被害の軽減を図りつつ、速やかな復旧・復興を達成すること。ヤマが外れても、応用力と連携力で対応する。

地区防災計画の特質と目標は、地区居住者等に共有化された自発的な防災活動に関する規範と実勢計画である。

自治体の役割と責任は、災害対策基本法に明記されている。最終責任は国だが、第一次的責務は自治体にある。防災自治の考え方を確立することが求められる。

自治体と住民の関係性は、盾になってかばう支援と背中を押してあげる支援との関係

でもある。

【所感】

①地方分権一括法が施行され20年近く経過しているが、財政面での地方分権からの逆行が足を引っ張っていて、分権改革のスピードが落ちている。このことは、地方自治体の首長や議会としては、看過できることにはならず、しっかりと地方分権の制度・財政両面での促進を求めるべきだと考える。

②地方創生は、必ずしも地域再生となっていない点が、再認識できた。この間、地方創生としての交付金が出されているが、それぞれの自治体の総合計画との関係でも、有機的かつ前向きな作用をしているのか否か、点検することが求められる。

③東日本大震災の被災地をはじめ、災害被災地の住民主体の復興が遅々としている中、全国的には忘れ去られたように、東京オリンピック・大阪万博・IRカジノなどと騒ぎだしている。そのことで、人件費など土木建築関連コストが上昇しており、被災地復興の妨げにもなっている。国民を中心とした政治・財政のあり方が問われている。

④産業構造・人口構造の変化が起こるのは確かだが、自治体戦略2040にあるような近未来的な生活様式の劇的変化があるとは想定できない。また、自治体のあり方としても、名の通り自治すなわちそこに住む住民たちの議論と同意のもと、その地の特色あるまちづくりが進められることが基本であり、標準化やAIが代わって担うものではない。

⑤改めて、大自然を人間が支配するという観点からの防災ではなく、ある程度のリスクを想定しつつ、その被害を最小限に抑えるためのハードとともに、地域コミュニティを基礎としたソフト対策の必要性を感じた。

佐々木雅彦

選科A

国保の都道府県化と地域医療の連動を知る

長友薫輝

神田敏史

研修内容と所感

国保は国民の4分の1が加入、いずれは誰もが入る保険であるが、構造的矛盾を多く抱えている。国保の加入所帯の平均所得は138万円というように、低所得者中心の保険となっており、負担できる保険料は限られているのに値上げが続き、利用者の負担は大きい。国補の高騰の原因は、加入所帯の高齢化、貧困化、国費の予算削減である。保険料を会社と折半する仕組みがないのに、国は国庫負担を減らしてきた。加えて国保だけにある「均等割り」によって子どもが多いほど国保が高くなり生活が苦しくなる。

18年度から国保管理が都道府県化されたが、一層の負担増が強いられる仕組みだ。国補の都道府県化のねらいを明らかにする必要がある。高齢化のピークとされる202

5年に向けて国の社会保障費の増大を少なく乗り切るために、都道府県を国保財政の管理者とし、監督役としておくためである。「地域医療構想」による病床削減などを一体に給付抑制を推進していく。都道府県は「国保運営方針」を定め、方針に沿って市町村の国保行政のあり方を指導する。

政府はともに、「保険者努力支援制度」もスタートさせた。都道府県・市町村の国保行政のあり方を国がチェック、採点し「成績が良い」とされた自治体に予算を重点配分する。評価の観点として、自治体が保険料収納対策を強化しているかどうか、また、都道府県が病床の削減をして医療費を抑制しているか、などである。自治体は住民の滞納に対して厳しい対処をし、病人が病院からおいだされることになるが、これはもう福祉とは言えないのではないか。また、担当職員も成果を上げるため追い詰められていく。徹底させようとする、保険証取り上げや差し押さえのようなことが横行する自治体も出てくるのではと心配であり、重大な改悪だと考える。

社会保障の活動と経済活動について考えれば、社会保障は地域経済に貢献する「持続性」あるものであり、地域の経済活動そのものである。地域内循環の仕組みの中にある。この観点に今まで気づいていなかったが、欠落してはならない地域経済論である。

都道府県広域化国保高騰の印象を薄めるため、厚労省は「激変緩和」を強調し、2018年度は「前年度より減少」または「変化なし」の自治体が5割以上になったが、4割の自治体では引き揚げられた。激変緩和策によってかろうじて（軟着陸）だったともいえるが、以後の保障はない。給付抑制のルールは着実に敷かれ6年間かけて政府・厚労省はもくろみを具体化するだろう。

こんな中、全国の知事会は国に重大な要望を出している。①国保への定率国庫負担の引き上げ ②子ども医療費無料化の国の制度の創設 ③子どもの均等割の軽減 ④障害者・児、ひとり親家庭などを含む、自治体の医療費無料化のとりくみに対するペナルティの全面中止などであり、自治体関係者の共通の要求となっている。この4案は道理ある有効な対策で、政府は直ちに実施すべきである。国家予算の中でできるこの要求を実現させて、国保の持つ構造的矛盾の改善、解決をはかりたいものだ。

講演② 「自治体戦略2040構想」と地方自治

人口縮小時代の地方自治・自治体のあり方 白藤博行

マスコミやインターネット上では人口減少社会について、「縮む日本社会」の予測に関する記事が盛んに論じられている。今、政治、経済、社会に不安が拡散し煽られている。それを受けて、総務省、自治体戦略2040構想研究会では「自治体戦略2040構想」報告を出した。これは行政面での地方制度改革に留まらず、安倍政権の成長戦略および地方創生戦略と一体となったものである。

構想の内容は

- ①ロボティクスやAIを活用した「スマート自治体」を作る。それにより、現在の自治体職員の数は半数にできる。
- ②「公共私によるくらしの維持」。自治体は、行政サービスを総合的に行う「サービス・

プロバイダー」から公共私協力関係の構築を行う「プラットフォーム・ビルダー」にすべきだ。

③「圏域マネジメントと二層制の柔軟化」。行政のフルセット主義から脱却して、現在の都道府県や市町村ではなく、新たな圏域行政体作り標準化する。

④「東京圏のプラットフォーム」で、防災、医療、介護を広域化する。首都圏と近隣県のつながりを強化する。 という内容である。

ロボット、AI、ビッグデータといった先端技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れ、経済発展と社会的課題の解決を両立していく新たな社会である Society 5.0 と名付ける社会をつくる、としている。政府の広報では具体例として、ドローンによる宅配、AI家電、遠隔診療、介護ロボット、無人トラクター、清掃ロボット、会計クラウド、自動走行バスなどを示している。

これは憲法、地方自治法に定められた地方自治を根本から否定して、単に特定産業の「経済成長」のために奉仕する地方団体にしてしまうという重大な問題をはらんでいるのではないか。

国民はこのような社会の到来を望んでいるか。何もかも科学や機械に任せられ無機的で人間味のない役所仕事には期待もできず、納得もなくあきらめの境地にたつに違いはない。役所の仕事も、人間対人間が基本ではなかろうか。今でも非正規雇用が4割以上だといわれているが、これは限界である。人間の尊厳もなく、ロボットのサービスで温かい満足が得られるだろうか。AIを道具とする社会について深い考察が必要だ。人間が主人公で、人間力が問われている。2040構想は無責任なエリート官僚の戯言だと思えて仕方がない。

人口減少社会についてはどのように改善の方向に向かえるのか大きな問題であり、政治、社会、環境、人々の意識などあらゆる角度から国民全体の問題として今、みんなで考えていかねばならない。

柚木弘子

選科C 子ども・子育て支援新制度の現段階と今自治体で取り組むべき課題

講師 藤井 伸生

京都華頂大学 教授

進捗状況と問題点

待機児童数が減らない 2018年 19,895人

隠れ待機児童 2018年 67,899人

保育の量的拡大に力点、保育の質的充実は軽視

認可保育所の減少 認定こども園、小規模保育事業等の拡大

認可外保育所は減らない⇒死亡事故が多い

幼稚園との統廃合が進む

企業主導型保育事業の急増⇒不祥事が増える

公立保育所の減少⇒1975年 63.3% 2017年 32.1%

母子保健・児童福祉が進まない

子ども虐待の増加

北欧に学ぶこと

出産・子どもネウボラ) フィンランド

(子どもの家族のための切れ目ない支援)

*ネウボラ

- ・すべての妊婦・母子・子育て家族が対象
- ・動機づけ・社会の祝福⇒育児パッケージ
- ・利用者中心の「切れ目ない子育て支援
- ・リスクの早期発見・早期支援
- ・ネウボラ保健師と後方支援⇒妊娠、出産、子育てを同じ保健師が支援など

自治体で取り組む課題←北欧に学んで

母子保健・児童福祉

誰でも受けられる基本サービス

「切れ目のない支援」同じ保健師が担当

動機付けの強化

- ・せたがや子育て利用権
- ・タクシーチケットと母子手帳の同時交付

専門職の増員

連携・協同の仕組み確立

公立保育所整備・充実

「地域共生社会」「我が事・丸ごと」

住民任せではなく公的機関が問題の早期対応を

- ・全小学校区に子ども食堂設置

保育所制度

認可保育所整備を中心に

自治体の裁量権の発揮

- ・意見書などの提出
- * 公営保育園はコストが高いという件
 - ・多様な子ども（障害・虐待）を受け入れ
 - ・年度途中入所を可能（年度当初に満杯にしない）
 - ・公的ネットで子育て支援
 - ・保育の標準となる
 - ・実質徴収は安い…上乗せ徴収が安い
 - ・保育士の勤続年数が高い

◎ 3～5 歳児保育料無料化

食材料費は無償化から除く方向

保護者負担無償化になると市町村負担は 25%

保育所は 4 月当初 3 歳になっていること。幼稚園は 3 歳になった時点で。

上乗せ徴収が高くなる可能性…民営保育所・民間幼稚園

情報公表の必要性

【所感】

1、2019 年度政府予算案と地方自治

2、「自治体戦略 2040 構想」と地方自治

新年度政府予算案では、101 兆 4 5 0 0 億円と過去最大規模となっているが、なかでも防衛費予算は 5 兆 3 0 0 0 億円と最高額を更新している。その上辺野古新基地建設計画を含む日米軍再編経費が加わり防衛関連研究費も大幅に増加している。一方、社会保障関連費は 1 4 0 0 億円の社会サービス削減となり、とりわけ高齢者負担増、医療・介護経費の圧縮が目立つ。

地方交付税削減と地方行政サービスの見直し（トップランナー方式）などにより不交付団体を増やす仕組みづくりが進められていることと合わせて、「地方創生」という名のもとに「頑張る自治体」が求められている。一方では人員削減、指定管理制度や民間委託化、公共施設の集約化、複合化などが進められ地域格差のますますの広がりが懸念される。

人口減少時代における地方自治体のあり方は、単に効率や合理化を求めるのではなく、住民目線に立ったコンパクトシティでなければならないと実感した。本町では、拠点分散型のまちづくりを進めているが、どの地域に住んでいても住民が住み続けられる施策こそ重要だと実感した。

3、子ども・子育て支援新制度の現段階と今自治体で取り組むべき課題

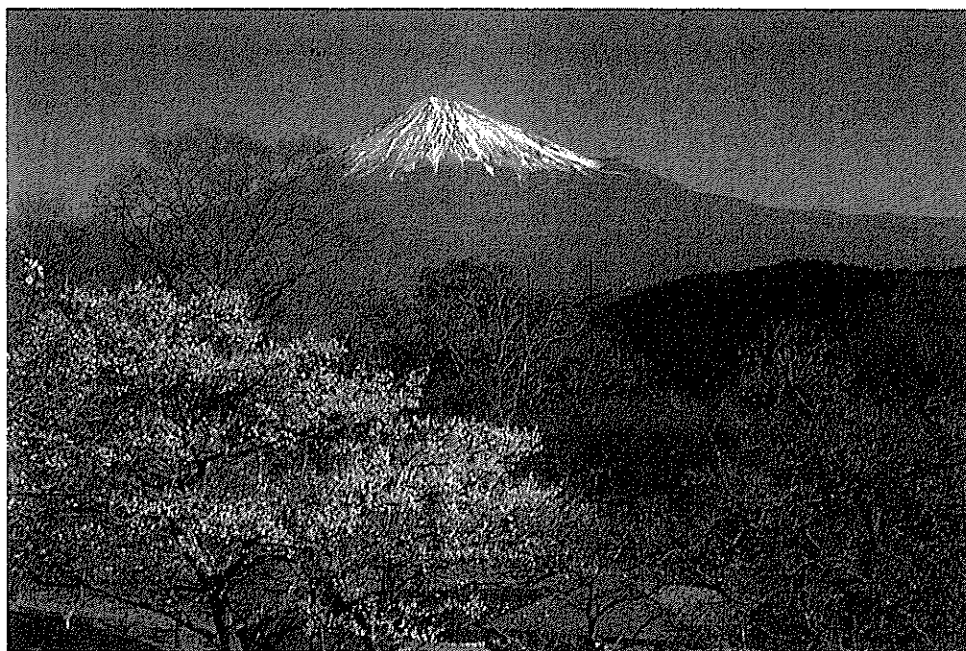
消費税増税ありきで進められようとしている 3～5 歳児の保育料等無償化の問題点や認定こども園、小規模保育所制度の課題などを整理して学ぶことができた。

児童福祉法 24 条 1 項を尊重、遵守し安易に量的拡大を図るのではなく、質的保障をどう守っていくのかという本来的な視点を学ぶことができた。

松田 孝枝

第46回

市町村議会 議員研修会



●2019年1月28日(月)・29日(火)

●28日 静岡商工会議所(5Fホール)

29日 レイアアップ御幸町ビルCSA会議室(5F・6F会議室)

企画:自治体問題研究所 / 主催:(株)自治体研究社

も く じ

受講の皆様へのお願いとご案内 2

1日目(1月28日 月曜日) 13:00～18:30

会場:静岡商工会議所 5階ホール

講演:① 2019年度政府予算案と地方財政の課題

..... 川瀬 憲子 5

講演:② 「自治体戦略 2040 構想」と地方自治

- 人口縮小時代の地方自治・自治体のあり方-

..... 白藤 博行 75

2日目(1月29日 火曜日) 9:30～15:30

選科 A 国保の都道府県単位化と地域医療の連動を知る

会場:CSA 会議室 5階 5-D 会議室

..... 長友 薫輝 89

..... 神田 敏史 95

選科 B 減災まちづくりと自治体の役割

会場:CSA 会議室 6階 6-D 会議室

..... 室崎 益輝 131

選科 C 子ども・子育て支援新制度の現段階と今自治体で取り組むべき課題

会場:CSA 会議室 5階 5-C 会議室

..... 藤井 伸生 147

2019年度政府予算案と 地方財政の課題



かわせ のりこ

講師：川瀬 憲子

静岡大学 人文社会科学部 経済学科 教授

【プロフィール】

専門は、財政学、地方財政論。

京都大学博士（経済学）。

大阪市生まれ

1990年 大阪市立大学大学院博士課程
単位取得退学

1989年～1990年 埼玉大学非常勤講師

1990年 静岡大学助教授

1999年～2000年

ニューヨーク大学客員研究員

2004年～静岡大学教授（現在に至る）

日本地方自治学会理事

日本地方財政学会理事

自治体問題研究所副理事長

静岡県地方自治研究所理事長

静岡県史編さん委員（2012年～）

【主な著書】

『市町村合併と自治体の財政』（自治体研究社、2001年）

『「分権改革」と地方財政』（自治体研究社、2011年）

『アメリカの補助金と州・地方財政』（勁草書房、2012年）他多数

2019年度政府予算案と地方財政

第46回 市町村議会議員研修会

2019年1月28日(月)

川瀬憲子(静岡大学)

内容

はじめに一地方財政をめぐる課題

I 国と地方の財政関係

II 新年度政府予算案と地方財政

III 地方交付税のトップランナー方式

IV 「地方創生」と交付金

V 静岡市財政の事例

VI 東日本大震災と復興交付金－石巻市

おわりに

「自治体戦略2040構想」と 地方自治

－ 人口縮小時代の地方自治・自治体のあり方 －



しらふじ ひろゆき

講師： **白藤 博行**

専修大学法学部 教授

【プロフィール】

行政法学、地方自治法学などが専門。

日本学術会議会員

弁護士

自治体問題研究所顧問

【主な著書】

『アクチュアル地方自治法』（法律文化社、2010年）

『行政法の原理と展開』（法律文化社、2012年）

『新しい時代の地方自治像の探究』（自治体研究社、2013年）

『3.11と憲法』（日本評論社、2013年）

『民主主義法学と研究者の使命』（日本評論社、2015年）

『Q&A辺野古から問う日本の地方自治』（自治体研究社、2016年）

『現代行政法の基礎理論Ⅰ』（日本評論社、2016年）

『地方自治法への招待』（自治体研究社、2017年）

『自治制度の抜本的改革－分権改革の成果を踏まえて』（法律文化社、2017年）

『翁長知事の遺志を継ぐ 辺野古に基地はつくらせない』（自治体研究社、2018年）

「自治体戦略 2040 構想」と地方自治

-人口減少時代の地方自治・自治体のあり方-

専修大学 白藤博行

はじめに ～人口減少時代の何が問題なのか

1. アベノミクスの成長戦略と経済財政諮問会議・未来投資会議

1-1. アベノミクス「3本の矢」はいま

1-2. 経済財政諮問会議と未来投資会議の役割

1-3. 未来投資会議「未来投資戦略 2018」の方向性

1-4. 合同会議「経済政策の方向性に関する中間整理」の方向性

～三本の柱～

①Society5.0 の実現

②全世代型社会保障への改革

③地方施策の強化

2. 「自治体戦略 2040 構想研究会」報告

2-1. バックキャスティング思考から導かれる「人口縮減時代へのパラダイム転換」

2-2. 第一次報告のポイント

2-3. 第二次報告のポイント

2-4. 「自治体戦略 2040 の基本的方向性」

3. 第 32 次地方制度調査会と同専門小委員会の法制化論

3-1. 「未来投資会議」から「自治体戦略 2040 構想研究会」、そして第 32 次地制調へ

3-2. 自治体戦略 2040 構想と第 32 次地制調とを繋ぐ者・繋ぐもの

3-3. 「総合行政主体（フルセット主義）」からの脱却と「圏域マネジメントと二層制の柔軟化」論

3-4. 「地域運営組織」・「新たな地域自治組織」論、そしてコミュニティ論

4. 「自治体戦略 2040 構想」と地方自治 -人口減少時代の地方自治・自治体のあり方

～自治体戦略 2040 構想・第 32 次地制調の動向をみすえ、地方自治の憲法保障の未来戦略を考える～

4-1. 「スマート自治体への転換」は行政経営改革論

自治体行政の民間化議論の類は、これまで古典的な民間委託論から始まり、比較的最近の指定管理者制度や地方独立行政法人制度の活用、自治体庶務事務の集約化、情報システムのクラウド化、公共施設等総合管理計画の策定、地方公会計の整備など、いろいろな施策がとられてきた。AI や RPA (Robotic Process Automation) の本格導入は、これまでの自治体行革部門と情報部門が一緒になって、しかも公的部門と民間部門が一緒になって、労働力不足や経営資源を補うことを建前とする。すでに総務省でも、「地方自治体における業務プロセス・システムの標準化及び AI・ロボティクスの活用に関する研究会」などの議論も本格化している。この結果、公務員の半数削減といった情報もあるところだが、人間らしい労働現場はなくなることはないはずである。「スマート自治体への転換」の目玉である自治体の業務プロセスの標準化・共通化が、自治体業務の民間化のための地均しであったり、業務を引き受ける民間企業等の負担軽減を目的とするものであったりするものではなく、自治体労働者の負担軽減や、文字どおり住民への行政サービス提供の改善であってほしいものである。

4-2. 自治権保障なき地方統治構造論・「圏域行政」論

山崎重孝氏の「地方政府・地方統治構造」論とかつて山崎自身が唱えた「基礎自治体」論や総合行政主体論あるいは市町村合併論の総括がなされないままであることに最大の問題がある。また、それらが 1999 年地方自治法改正で制度化された地方自治の指導理念である補完性の原理や国と地方の役割分担の原則論とどのような^{ひょうけい}平仄関係にあるのかも不明なままである。さらに、様々な自治体連携論は、圏域全体にわたる大きな機

能連携であれ、小規模自治体間の小さな機能連携であれ、個々の自治体の強い自治権保障がない限り、いつでも道州制や市町村合併といった大規模自治体論に容易に転嫁する恐れがあることに十分に注意したい。

この点、特に「都道府県と市町村の二層制の柔軟化」の議論は、「圏域単位で行政を進めることについて真正面から認める法律上の枠組みを設け」る必要があることから、第32次地制調における緊急のテーマとなろう。幸田雅治氏は、「都道府県と市町村の二層制の柔軟化」の特徴について、「中央集権的発想と圏域中心都市への集積であり」、「国が主導して、市町村の権限の一部を圏域に担わせようとするとともに、中心都市への集中と周辺都市の従属を目指している」ものと指摘する。また、今後「圏域」の中心になるであろう「連携中枢都市」に対する総務省の包括的財政措置などについても言及しながら、「広域調整のボトルネックを飛び越える手立て」として、「圏域」の行政事務に対して国が直接に地方交付税などの財源措置を講ずることになることを警戒し、「市町村又は都道府県という民主的正統性に基づいた決定を経ずに、国から直接の財源措置が行われる団体が法律上認められることになり、住民自治の観点から問題がある。」と厳しい批判を行っている。もしこのような事態が生ずれば、小規模自治体はひとたまりもないだろう。行政経営効率化を急ぐあまりに小規模自治体を邪魔者扱いする発想は許されない。地方自治にとって地方・地域の多様性は命であるからである。自治権保障のない地方統治構造論も「圏域行政」論もあり得ない。

4-3. 憲法が保障する地方自治と「機能的自治」

「新たな地域自治組織」と「機能的自治」・「機能的自治団体」の制度構想については、特に「区域に基づく地方自治」と「機能的自治」との関係にかかる慎重な検討が必要である。もし、民主的に正統化された自治体が提供すべき行政サービスが、その構成員全体の利害の均質性・同質性を根拠に自律的に正統化された「機能的自治団体」にとって代わられることがあるならば、憲法が保障している地方自治の意味は相当程度形骸化されてしまうと考えたからである。たとえ「機能的自治団体」内部の構成員全体の利益の均質性・同質性が保障されたとしても、当該自治体の住民全体の利益の均質性・同質性は大きく損なわれ、自治体内格差が生じてしまう危険がある。ここには「民主的正統化」に基づく地方自治と「自律的正統化」に基づく「機能的自治」との間の矛盾・対立・緊張関係を見ることができると。ただ、もしこの両者の最適な組み合わせが構想できるならば、新しい地方自治戦略構想になりうる可能性がないわけではない。そのためにも、まずは、日本国憲法が保障する地方自治は、あくまでも「区域に基づく地方自治」であることを再確認することから始めなければならない。

ただその際、飯島淳子氏がいうところの「重層化された中間団体による自治」が住

民自治の存在意義を問い直すということの法的意味を正しく理解しておかなければならない。住民自治が「住民」の「自治」であるためには、「自己統治」と「自己実現」のいずれをも地方自治の枠組みに組み直す必要があり、それは、「生活の原理に基づく自己統治」と「生活空間に関わる自己実現」であるという。人口減少時代の現代地方自治の危機に正しく対応するため、憲法の「地方自治の本旨」を活かす方向での「機能的自治」による補完の可能性も、その限界に留意しつつ慎重に検討すべきであろう。

4-4. 「地方分権改革」からの離脱・シャープ勧告からの完全離脱？

西尾勝氏は、つとに「地方分権改革」を推進するふたつの路線があることを主張してきた。「事務権限の移譲路線」＝「自治体の所掌事務拡張路線」と「関与の縮小廃止路線」＝「自治体の自由度拡充路線」である。西尾の「地方分権改革」の評価は、「第一次分権改革」、「三位一体の改革」、そして「第二次分権改革」にいたるまで、一貫して「関与の縮小廃止路線」＝「自治体の自由度拡充路線」が本流であったと振り返る。ただ、「第二次分権改革」以降から最近の動向を見ると、「事務権限の移譲路線」＝「自治体の所掌事務拡張路線」がむしろ主流になってきているように見えるともいう。その理由は、「戦後改革」の時代から、国と都道府県との間の事務再配分、都道府県と市町村との間の事務再配分といった違いはあれ、地方制度改革の通奏低音として「事務再配分」のテーマがあったという理解があるようだ。このような見方からすれば、「関与の縮小廃止路線」＝「自治体の自由度拡充路線」の方が異例であり、伝統的な「事務権限の移譲路線」＝「自治体の所掌事務拡張路線」の復帰現象が常識的なものであるかもしれないというのである。そして、特に「第一次分権改革」は「シャープ勧告」に基づく改革の継承と評価するが、それは「シャープ勧告」の改革の三つの側面（①税財政制度改革、②機関委任事務制度の全面廃止、③国・府県・市町村間の事務配分の見直し）のうちの③という限定つきである。

さて、いわゆる「西尾試案」（第27次地制調専門小委員会「今後の基礎的自治体のあり方について（試案）」（2002年11月11日）が当時の市町村合併論の理論的裏付けになったことの批判をここで改めてするつもりはないが、西尾の規模能力を備えた「基礎自治体」論にしても、いわゆる「事務配分特例法式」や「内部団体移行方式（包括的団体移行方式）」にしても、「シャープ勧告」以来の事務再配分論の大きな枠内にあったことは確かである。このような視点から2040構想を見れば、どのような評価になるのかをお尋ねしてみたいところであるが、伝統的な「事務再配分」論からはずいぶんと距離がありそうである。もっぱら団体自治の側面に注力した「第一次分権改革」と2040構想とはそもそも次元が違うといってしまうまでもはあるが、「機能的自治」・「機能的自治団体」論にいたっては、「区域に基づく地方自治」との原理的

な違いもあり、あらためて「地方分権改革」と 2040 構想との関係といった課題がありそうである。

また、奇しくも 2019 年は、「地方自治の実質的法典」とも言われる「シャープ勧告」70 年の節目の年である。強くて、独立した、実力を備えた地方公共団体の実現を目指したシャープ勧告からすれば、2040 報告の基本方向は、シャープ三原則（行政責任明確化の原則、能率の原則、基礎的地方公共団体の優先の原則）に基づく事務再配分論を否定する「新たな機能分担論」と言えるかもしれない。もしそうであれば、シャープ勧告からの完全離脱という秘めたる政策意思があるのかもしれない。

4-5. 「福祉国家の現代化戦略」と「地方自治の現代化戦略」

大沢真理氏は、「Society5.0(超スマート社会)」における「データ覇権主義」・「デジタル専制主義」への懸念を示すほか、世界で最も競争力のある知識基盤社会を目指し、人間に投資し社会的包摂を推進し、人的資本（教育・経験で蓄積される能力の総体）重視する「社会的投資戦略」である「リスボン戦略」（2000 年）にふれる。また、EU が示した「社会的投資パッケージ」（2013 年）は、社会的投資をリスクの結果を「補償」するだけでなく「備える」ことを意味する「福祉国家の現代化戦略」であると評価した。そのうえで、アベノミクスにおける社会保障の機能強化が希薄であることにふれ、いみじくも「未来投資戦略 2018」には、「福祉」という言葉が、「障害福祉」として 2 度登場するだけとの批判がなされた。この大沢の鋭い批判は、2040 構想にも、そのまま当てはまる。大沢がいうところの「福祉国家の現代化戦略」は、たとえばドイツの国家論でいうところの「保障国家・補償国家」を克服する「新しい福祉国家」論を意味するものと解することができる。持続可能な社会の構築のためのゴールを目指す議論が華やかであるが（SDGs）、どのような国家・社会を持続可能にする・維持可能なものとするかの議論がないところに未来はない。「福祉国家の現代化戦略」に匹敵する「地方自治の現代化戦略」が不可欠である。

4-6. 第 32 次地制調に何を期待するか

さいごに、地方制度調査会設置法は、「日本国憲法の基本理念を十分に具現するように現行地方制度に全般的な検討を加えることを目的」（1 条）として、内閣総理大臣の諮問に応じ、「地方制度に関する重要事項を調査審議するため」、地方制度調査会を内閣府に設置（2 条）していることを確認しておきたい。このたびの諮問は、2040 報告に対応する観点から、圏域における地方公共団体の協力関係、公・共・私のベストミックスその他の必要な地方行政体制のあり方についての調査審議を求めるものだ

が、日本国憲法の基本理念を十分に具現する答申を提出する義務が第 32 次地制調にはある。

したがって、日本弁護士連合会が、「自治体戦略 2040 構想研究会第 2 次報告及び第 32 次地方制度調査会での審議についての意見書」(2018 年 10 月 24 日)において、「圏域」の法制化や「圏域」主体の「行政のスタンダード化」について、憲法の「地方自治の本旨」および基本的人権の保障の観点からの調査審議を求めていることには十分な理由がある。専門小委員会も含めて、真摯な議論を期待したい。そして、私たちは第 32 次地制調に期待するだけでなく、自治体戦略 2040 構想への対抗戦略として、私たちが維持可能な地方自治の憲法保障戦略構想を構築しなければならない。

《参考》

レジュメ

『自治体戦略 2040 構想と地方自治』（白藤博行・岡田知弘・平岡和久著、自治体研究社、2019 年）

資 料

【資料】未来投資会議「未来投資戦略 2028 概要」の 1～3 頁

【資料】総務省自治行政局行政支援室（2018 年 10 月 29 日）

「自治体戦略 2040 構想研究会第一次・第二次報告について」の 3～5 頁

国保の都道府県単位化と 地域医療の連動を知る



ながとも まさてる
講師：長友 薫輝

津市立三重短期大学 教授

【プロフィール】

専攻分野は社会保障論、地域医療論、地域福祉論

1975年宮崎県生まれ、倉敷市、大阪市にて育つ。自治体問題研究所理事、日本医療総合研究所理事、総合社会福祉研究所理事、日本医療福祉政策学会副会長などを務めている。

【主な著書】

『長友先生、国保って何ですか』（神田敏史氏らと共著、自治体研究社、2013年）

『市町村から国保は消えない』（神田敏史氏と共著、自治体研究社、2015年）

『新しい国保のしくみと財政』（神田敏史氏と共著、自治体研究社、2017年）

『いま地域医療で何が起きているのか』（横山壽一氏らと共著、旬報社、2018年） など。

国保の都道府県単位化と地域医療の連動を知る

長友 薫輝（津市立三重短期大学）

1. 医療・福祉をめぐる政策動向

（1）社会保障の情勢を理解し、地域でできることを考え行動する

- ①地域の実践が国の政策を変えてきた。お役人の「良心派」にはたらきかける材料を。
- ②議論するテーブルにつく。なければつくる。対話するチャンネル・媒体を持つ。
- ③当事者が参加する仕組みをつくる。健康権、受療権を保障する手立てをつくる。
- ④医療保障、介護保障をはじめ社会保障は、まちづくりそのもの。地域経済にも貢献。
- ⑤発信する力を増強して、夢を語る。およそみんなが「無理」というものにヒントがある。
- ⑥「人間万事塞翁が馬」「禍福は糾える縄の如し」→ サッカーをはじめスポーツでも。
- ⑦2018年4月からの改革はこれまでとは性質が異なるもの。そして、スケールが大きい。

（2）公的医療費抑制の主な手法（1980年代から継続）

- ①受診抑制　－　患者自己負担割合を増加（医療費抑制効果は？科学的根拠は？）
- ②供給抑制　－　病院・診療所の減少、病床の削減（例　療養病床）、在院日数の短縮化、医師養成数の抑制など。「入院から在宅へ」。
- ③診療報酬の操作　－　昨年4月に、介護報酬と同時改定。障害者福祉の報酬単価も。
- ④他分野への移行　－　長期療養状態にあってケアが必要な人々を介護保険へ移行。
後期高齢者医療制度（新たな公的医療保険）の新設。
- ⑤生活習慣病対策　－　特定健診、特定保健指導など
- ⑥医療費適正化計画の推進　－　都道府県ごとに医療費適正化レースに参加。現在第3期。
- ⑦国保の都道府県単位化　－　国保の運営に新たに昨年4月から都道府県が加わった。
協会けんぽ、後期高齢者医療制度は既に都道府県単位化。

（3）新たな公的医療費抑制策の展開（上記の下線部に注目）

- ①都道府県に医療費抑制の「管制塔」の役割を担わせる。

＊「都道府県が主導する保健・医療・介護提供体制の構築」

経済財政諮問会議「社会保障改革の推進に向けて」（2018年5月21日）

- ②具体的には「需要」と「供給」の2側面から医療費のコントロールを目指す。
- ③データをもとに管理を図り、「地域差」によって医療費抑制を徹底する。
- ④データヘルス計画など、健康管理の徹底を図り、予防・健康づくりの部分的市場化。
- ⑤予防に重点を置いた政策展開（本当に、予防によって医療費抑制につながる？）
- ⑥診療報酬・介護報酬の改定による政策的誘導
- ⑦2018年度から本格的に導入されたインセンティブ（誘導型報奨）の政策展開
保険者努力支援制度（国保）、保険者機能強化推進交付金（介護保険）
- ⑧2018年度から新たな計画が一斉にスタート
第3期医療費適正化計画、第7次保健医療計画、第7期介護保険事業計画。

2. 国保の都道府県単位化

（1）国保の歴史と構造的課題

- ①皆保険体制（1961年～）の準備段階において、そもそも保険料を支払えるような所得階層ではない、公費医療の対象者（生活保護の医療扶助利用者など）が国保被保険者に。
- ②国保に加入する人々の仕組みは50年以上経過しても変化なし。
- ③一方で、1980年代から継続する公的医療費抑制策の結果、国保への公費出費額は半減。
- ④これまで指摘してきた「国保には構造的課題がある」「国保が貧困を拡大している」
→ 解消する方向での政策的対応が検討されてきたが・・・。
- ⑤国保の都道府県単位化でこれまでの課題が解決する方向に踏み出したのかどうか。

（2）国保の都道府県単位化とは

- ①保険者を都道府県に完全移行するものではない。市町村は引き続き国保を運営する。
- ②「国保運営方針」は運営協議会と市町村長の了解で都道府県知事が決定。自治の形骸化。
- ③国保運営を都道府県に任せて、自助の共同化を図る。都道府県単位の助け合い保険へ。
- ④都道府県は各市町村に対して医療費水準、所得水準をもとに「納付金」を設定する。
- ⑤市町村は国保加入者に対して賦課・徴収をおこない都道府県に「納付金」を納める。

（3）医療保障における都道府県の役割強化

- ①医療保障は「医療の提供体制」と「公的医療保険による皆保険体制」により実践。
- ②国保の都道府県単位化（広域化）、都道府県に医療費抑制の役割を持たせる。

- ③地域医療構想（地域医療ビジョン）は都道府県単位で。
- ④医療費適正化計画の推進、医療費支出目標の設定。NDB、DPC等の活用。
- ⑤データヘルス事業の活用、KDBの活用、地域包括ケアシステムの構築。

3. 地域で社会保障をつくる視点（生存権、健康権保障の具体化へ）

（1）「地域医療構想」と「地域包括ケアシステム」

- ①「川上から川下へ」「入院から在宅へ」「医療から介護へ、介護から地域へ」
- ②「地域医療構想」と「地域包括ケアシステム」は、住民・自治体とともに行動が可能。
- ③国保は「医療と地方自治・住民自治の交差点」。地域で医療保障をつくる視点を持つ。
- ④国保を取り巻く現状と方向性を把握し、よりベターな合意形成を図る土台をつくる。
- ⑤「どうなるのか」に加えて「どうするのか」「どうしたいのか」の思考がより重要！
- ⑥「地域の医療保障をどうつくるのか」というアクションが必要となっている。
- ⑦医療保障を推進する米国連邦政府の取り組み（2015年2月訪問）

⇒ 医療と介護を分断せず、トータルにとらえることの重要性が増している。

「対岸の火事」的発想や消極的姿勢は事態を深刻化させる原因。

⇒ 同時に、部分的市場化、産業化、商品化が進んでいる（公的医療費抑制につながる？）。

（2）地域の医療・介護をめぐる政策動向（社会保障費抑制策が中心）

- ①制度改革とともに部分的市場化・産業化が図られている。経産省主導の改革推進。
- ②社会保障制度改革・「プログラム法」 * 社会保険は「自助の共同化、助け合い」
- ③「医療・介護総合確保法」の成立（2014年6月）
- ④医療保険制度改革関連法案 → 参議院厚生労働委員会参考人（2015年5月22日）
- ⑤医療保険制度改革関連法の可決・成立（2015年5月27日）

（3）日本の医療保障の特徴

- ①大きく2つに分けると、「公的医療保険による皆保険体制」と「医療の提供体制」
- ②医療保険制度改革関連法はこれらに一体的改革を図るもの。
- ③いわば両輪となっている「地域包括ケアシステム」と「地域医療構想」の登場。

(4) 住民の声が生きる地域づくりへ

- ①住民自治、地方自治において、社会保障の考え方を展開すれば地域内循環となる。
- ②データに基づいた「戦略」を持って社会保障の改善に臨むことが重要。
- ③例えば、「子どもの医療費助成」と「障害者の医療費助成」に関する自治体へのペナルティー問題。合意形成できるような部分は推進し解決を図る。
- ④国保料の「人头税」廃止へ。所得に関係なく家族人数が多いと負担が重くなる。
- ⑤ごくごく小さなきっかけでも政策は変わる。 *「国保が貧困を拡大する」
- ⑥「言っても仕方がない」「変わるはずがない」という賢明な諦めは思うツボ。

(5) 地域で社会保障をつくる

- ①計画や方針に住民を当てはめるのは本末転倒。地域の医療・介護需要や住民の生活問題を科学的に分析・把握し、住民とともに地域づくりを進めることが社会的な役割。
- ②地域づくりの視点の1つ
- A)「困った人」は「困っている人」(例 ゴミ屋敷)
- B)地域で一番しんどい暮らしをしている人を取りこぼさない地域づくり
- ③社会保障の活動こそ経済活動そのもの。社会保障は地域経済に貢献する「持続性」あるもの。「一過性」のものではない。地域内循環の仕組み。
- ④生活保護基準の相次ぐ引き下げ。原告とともに生活保護裁判運動をつくる「生存権がみえる会」の運動。行政水準を引き上げることも重要。第24回全国生活保護裁判連絡会総会(昨年は三重県津市で開催、10月21日)。「いのちのとりでアクション」への参加。
- ⑤北海道札幌市にて裁判「国保44条医療費一部負担金減免訴訟」は昨年8月22日、札幌高裁にて原告が勝訴。一審の札幌地裁では敗訴したものの、その後逆転勝訴し判決確定。一判決内容は、自治体は市民の生活上の困りごとを解決するために、相談が持ち込まれた当該部署(国保担当課)以外の制度・施策に関しても、市民が利用できるかどうかの総合的判断をすべきというもの(拙稿『賃金と社会保障』2019年1月新年号を参照)
- ⑥社会保障とは、私たちが心に体に無理をせず、働き生きることができる社会づくりを志向するもの。頑張らなくてもよい社会づくり。

2日目 選科A

国保の都道府県単位化と 地域医療の連動を知る



講師： かんだ としふみ 神田 敏史

自治体職員

【プロフィール】

東京生まれ。

早稲田大学卒業後、神奈川県庁に就職。広報課、県税事務所、国民健康保険課等に勤務。

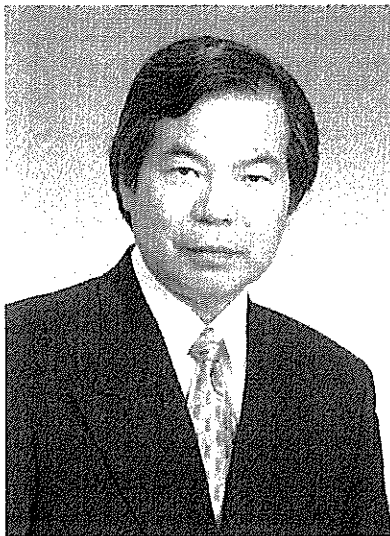
【主な著書】

『長友先生、国保って何ですか』（長友薫輝氏らと共著、自治体研究社、2013年）

『市町村から国保は消えない』（長友薫輝氏と共著、自治体研究社、2015年）

『新しい国保のしくみと財政』（長友薫輝氏と共著、自治体研究社、2017年） など。

減災まちづくりと自治体の役割



むろさき よしてる

講師： **室崎 益輝**

兵庫県立大学大学院 教授

【プロフィール】

専門は、都市防災、都市減災。

兵庫県立大大学院減災復興政策研究科長
兼防災教育研究センター長、神戸大学名誉
教授。

兵庫県尼崎市生まれ。京都大学工学部卒、
工学博士。神戸大工学部教授、総務省消防
庁消防大学校消防研究センター所長などを
歴任。

【主な著書】

『災害対応ハンドブック』（監修、法律文化社、2016年）

『災害に立ち向かう人づくり ―減災社会構築と被災地復興の礎―』（編、ミネルバ書房、
2018年）

『豪雨災害と自治体 ―防災・減災を考える―』（共著、自治体研究社、2019年）

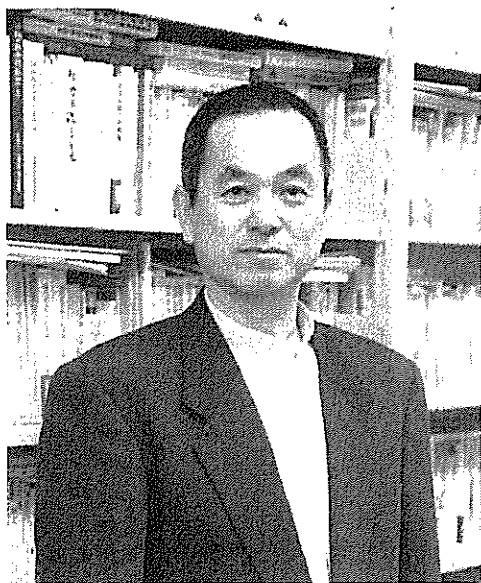
他多数

2日目 選科C

子ども・子育て支援新制度の現段階と 今自治体で取り組むべき課題

ふじい のぶお

講師： **藤井 伸生**
京都華頂大学 教授



【プロフィール】

岡山県津山市生まれ。

龍谷大学大学院文学研究科社会福祉
専攻博士後期課程依願退学。

子どもを保育園に預けて以来、保護者
会活動、保育制度拡充運動にたずさわ
る。

(大阪)吹田市地域福祉計画策定など
に参加。

(一社)大阪自治体問題研究所理事、
全国保育団体連絡会副会長。

【主な著書】

『保育新制度 子どもを守る自治体の責任』(共著、自治体研究社、2014年)

『ポイント解説子ども・子育て支援新制度』(共著、ひとなる書房、2015年)

『保育白書2018』(共著、ひとなる書房、2018年)

第5 取扱い基準各種様式
手引き様式第1

支 出 伝 票

別紙

支出年度	30 年度	整理番号	3
領収書等貼付欄			

領 収 証

佐々木 雅彦 様

¥ 18, 000 —

但、第46回市町村議会議員研修会 in 静岡(2019年1月28日・29日)受講料として 上記正に領収いたしました。
(受講者様ご氏名：佐々木 雅彦 様)

2018 年 12 月 12 日

株 式 会 社 自 治 体 研 究 社

代 表 取 締 役 長 平 弘

〒162-8512

東京都新宿区矢来町 123 矢来ビル 4 階

電話番号 03-3235-5941

受付番号 036

※按分がある場合は、備考欄に按分率を記入のこと。

重ねないで裏面をのり付けしてください。貼りきれないときは別紙に。

第5 取扱い基準各種様式
手引き様式第1

支 出 伝 票

別紙

支出年度	30 年度	整理番号	7 3
領収書等貼付欄			

領 収 証

松田 孝枝 様

¥ 18, 000 —

但、第46回市町村議会議員研修会 in 静岡(2019年1月28日・29日)受講料として 上記正に領収いたしました。
(受講者様ご氏名：松田 孝枝 様)

2018 年 12 月 12 日

株 式 会 社 自 治 体 研 究 社

代 表 取 締 役 長 平 弘

〒162-8512

東京都新宿区矢来町 123 矢来ビル 4 階

電話番号 03-3235-5941

受付番号037

※按分がある場合は、備考欄に按分率を記入のこと。

重ねないで裏面をのり付けしてください。貼りきれないときは別紙に。

第5 取扱い基準各種様式

手引き様式第1

支 出 伝 票

会 派 名	日本共産党		代表者		経理 責任者	
支出年度	30年度	整理番号 (項目別)	4			
支出項目	☐ 調査研究費 ☒ 研修費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 要請・陳情等活動費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☐ 事務費 ☐ 人件費					
支出年月日	31年 / 1月 28日 29日					
支出金額	15000					
支出先	静岡第一ホテル					
支出内容	議員研修会宿泊					
備 考	旅費計算書添付(宿泊料等)					

領収書等貼付欄

2019年1月28日

領 収 証

精華町議会日本共産党会派様

¥15,000-

但し、宿泊料(1/28泊3名様分)

静岡第一ホテル 静岡市駿河区泉町1-21
TEL(054)281-2131

*保管上のご願い
財布等で保管戴く場合、印刷面を内側に折って保管願います。

領 証 No 5779

※按分がある場合は、備考欄に按分率を記入のこと。

重ねないで裏面をのり付けしてください。貼りきれないときは別紙に。

旅費計算書(宿泊料等)

利用月日	宿泊施設名	人数	宿泊施設 内訳	支払額 (領収書添付額)	1人当たり 金額	政務活動費金額	領収書	備考
平成 31年 1月28日	静岡第一ホテル	3	1泊朝食付	15000 70000 円	5000 円	15,000円	有	④ 4
			宿泊のみ	(宿泊料) 円				
				(朝食) 円				
平成 年 月 日			1泊朝食付	円	円	円		
			宿泊のみ	(宿泊料) 円				
				(朝食) 円				
平成 年 月 日			1泊朝食付	円	円	円		
			宿泊のみ	(宿泊料) 円				
				(朝食) 円				
平成 年 月 日			1泊朝食付	円	円	円		
			宿泊のみ	(宿泊料) 円				
				(朝食) 円				
平成 年 月 日			1泊朝食付	円	円	円		
			宿泊のみ	(宿泊料) 円				
				(朝食) 円				
宿泊料合計額						15,000 円		

第5 取扱い基準各種様式

手引き様式第1

支 出 伝 票

会 派 名	日本共産党		代表者		経理 責任者	
支出年度	30 年度	整理番号 (項目別)	5			
支出項目	☐ 調査研究費 ☒ 研修費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 要請・陳情等活動費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☐ 事務費 ☐ 人件費					
支出年月日	H31年 / 月 28 日 ~ / 月 29 日					
支出金額	63,180					
支出先	近鉄、JR東海					
支出内容	議員研修会参加交通費					
備 考	旅費計算書添付					
領収書等貼付欄						

※按分がある場合は、備考欄に按分率を記入のこと。

重ねないで裏面をのり付けしてください。貼りきれないときは別紙に。

旅費計算書(交通費)

利用月日	出発地	到着地	交通機関		単価	人数	金額	領収書	備考
平成29年	新 祝園	京都	鉄道・航空機・バス・他	運賃(片道・往復)・	490	3	2940	1	券売機
1月28日				料金(特急・急行・指定)					
平成30年	京都	静岡	鉄道・航空機・バス・他	運賃(片道・往復)・	10,040	3	60,240	9	9
1月28日				料金(特急・急行・指定)					
平成 年			鉄道・航空機・バス・他	運賃(片道・往復)・					
月 日				料金(特急・急行・指定)					
平成 年			鉄道・航空機・バス・他	運賃(片道・往復)・					
月 日				料金(特急・急行・指定)					
交通費合計額					63180				